

令和7年度いばらきの魅力発信事業

【古民家等地域資源を活用したエキスパット向けマーケティング調査】実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度いばらきの魅力発信事業【古民家等地域資源を活用したエキスパット向けマーケティング調査】実施業務委託

2 業務の目的

日本には、多くの駐日外国大使館の外交官やグローバルに展開する企業の日本駐在員等（以下、「エキスパット」とする。）が居住しており、観光市場として非常に有望である。

エキスパットを茨城県（以下、「本県」とする。）へ呼び込むためには、高度外国人人材が関心を持つ、古民家での宿泊や文化体験、農家体験等の、本県ならではの魅力を効果的にプロモーションすることが重要である。

このため、本業務では、電源地域を含む海岸線を中心としたエリアにおいて、古民家等地域資源を活用したエキスパット向けのモニターツアーを実施し、誘客につなげるための訴求ポイントや訴求力を高める戦略等についてマーケティング調査を実施する。

また、本県の認知及びイメージ向上を図るため、エキスパット向けのメディアによる情報発信を行い、本県への誘客を促進する。

なお、本事業は「電源地域産業育成支援補助金」を活用した観光産業育成支援のための事業である。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) モニターツアーの実施

ア 概要

エキスパット向けメディア編集者等を招請し、古民家等地域資源を活用したモニターツアーを実施するとともに、エキスパット向けのメディアによる情報発信を実施する。

(ア) 時 期：令和7年9～11月頃

(イ) 対象者：エキスパット向け雑誌編集者等の取材班、エキスパット向けツーリズム有識者、インフルエンサー等

(ウ) 内 容：古民家等地域資源を活用した、1泊2日の体験型モニターツアー

(エ) 回 数：1回以上

イ 企画運営における留意事項

(ア) 招請・ツアーの企画・調整・手配・運営

①モニターツアーの対象は、エキスパット向け雑誌社の編集者、エキスパット向けツーリズム有識者、インフルエンサー等とし、受託者において、募集や連絡調整等を行うこと。

②ツアー先は電源地域のうち、県と協議し選定・手配する。

※電源地域（9市町村）大洗町、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、茨城町、鉾田市、常陸太田市

- ③モニターツアーの実施に必要な経費は、参加者の負担を求めることなく、本委託料に含むこと。
- ④ツアーに同行し、全行程の実施記録を作成すること。
- ⑤ツアーの実施にあたり、撮影された動画、写真については、県において活用（ウェブサイト、雑誌または広報等のメディアへの掲載など）できるものとする。

(イ) 参加者選定にあたっての目安

エキスパット向け雑誌編集者等、エキスパット向けツーリズムに向けた情報発信を行っており、ツアー参加後にその魅力を発信できる者とする。

※事業者は、事業終了後に参加者の発信状況を取りまとめのうえ報告する必要があることに留意すること。

ウ 実施記録の作成

(ア) 記録写真等の撮影を行い、データで納品をするとともに、メディア等の掲載記事や参加者の SNS 等での情報発信状況についても実施記録とすること。

(2) エクスパット向けのメディアによる情報発信

モニターツアーの様子をエキスパット向けのメディア（購読紙、WEBメディア等）に掲載して情報発信する。

(3) 結果の分析・提言

モニターツアーの結果を分析し、首都圏在住のエキスパットへの訴求ポイントや訴求力を高める戦略、効果的なプロモーション等に関して県が今後取り組むべきことを最終報告書と併せて提言する。

5 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行わないものとする。

6 成果物等

(1) 成果物

上記5の実施内容の詳細及び次年度以降につながる効果的な施策の提案についてまとめた報告書一式（電子媒体）

(2) 納期

令和8年3月31日

(3) 納品先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県営業戦略部観光誘客課

7 実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報については、県の保有する個人情報として茨城県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 茨城県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく茨城県と協議を行うものとする。